

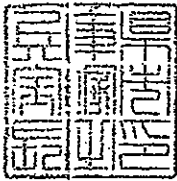
平成30年第2回宝塚市議会（定例会）

総務常任委員会資料②

平成30年（2018年）5月

議案番号	議案名	資料	資料番号
議案第59号	平成30年度宝塚市一般会計補正予算(第1号)	1 ネーミンググライト料に関する契約書 2 文化芸術施設・庭園整備事業の指定管理者選定委員会の委員構成と選定スケジュール 3 コミュニティ助成事業補助金の詳細(要綱、周知方法など) 4 私立保育所誘致整備事業における選定経過のわかるもの 5 いじめ防止対策委員会の開催状況とスケジュール 本市の市税収入への影響に関する試算	2 3 4 5 6
議案第61号	宝塚市市税条例及び宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について		2

資料2 ネーミングライツ料に関する契約書



宝塚市立花屋敷グラウンドネーミングライツ契約書

宝塚市(以下「甲」という。)と国際ライフパートナー株式会社(以下「乙」という。)は、甲市有財産の宝塚市立花屋敷グラウンドにかかるネーミングライツ(以下「ネーミングライツ」という。)を乙に付与するに際し、次のとおり宝塚市立花屋敷グラウンドネーミングライツ契約書(以下「本契約」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本契約は、ネーミングライツにかかる愛称の命名権について、基本的な事項を定め、円滑な遂行を図ることを目的とする。

甲は、乙から支払われる契約料を宝塚市立花屋敷グラウンドの維持管理等を実施し、乙は、甲の事業目的に賛同して、契約料を支払い、ネーミングライツの付与を受けるものとする。

(ネーミングライツ)

第2条 本契約に基づき、甲が乙に付与するネーミングライツは、次の施設を対象とするものとする。

対象施設 正式名称：宝塚市立花屋敷グラウンド 多目的グラウンド
所在：宝塚市花屋敷荘園4丁目2番35号

2 乙は、事前に甲に提案し、甲の書面による承認を得た名称(以下「本件名称」という。)を対象施設「宝塚市立花屋敷グラウンド 多目的グラウンド」の正式名称含む愛称名として命名することができる。

対象施設 正式名称：宝塚市立花屋敷グラウンド 多目的グラウンド
愛称名：ライフパートナーフィールド

3 乙は、本契約書第5条第1項に基づき、対象施設の宝塚市立花屋敷グラウンドに本件名称を含む愛称にかかる名称標示を設置することができる。

4 乙は、対象施設にかかるネーミングライツの所有者であることを、乙の管理する媒体(ホームページ)、新聞、雑誌等出版物等で標榜することができる。

(契約期間)

第3条 本契約の期間は2年間とし、平成30年4月1日から平成32年3月31日とする。

2 乙の愛称標示開始日は、平成30年4月1日以降とする。

3 契約期間満了後、引き続きネーミングライツにかかる愛称の命名権の付与を受けようとするときは、乙は期間満了前90日までに甲へ申請しなければならない。甲は、申請受付後、必要な手続きを経て、乙へ優先交渉権を付与する。



(契約料と支払等)

第4条 本契約に基づく契約料は、1年間あたり金1,500,000円(取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む)とする。ただし、名称標示が可能な期間(実際に乙が標示しているか否かを問わない)が1年間に満たない場合には、月割りで算出するものとする。

- 2 乙は、前項に定める契約料を、甲が通知する内容に基づき、納付期日までに納付するものとする。なお、納付方法は、毎年度ごとに、本市の請求に基づき、各年度分を4月30日(土曜、日曜、祝日の場合は、その直前の平日)までに一括して前納することを基本とする。ただし、平成30年度にあつては平成30年5月末日までに甲に支払うものとする。
- 3 乙が、前項の納付期日までに契約料を納付しないときは、甲は、延滞期間に応じ、宝塚市延滞金等徴収条例(昭和41年6月20日条例第24号)に規定する額を延滞金として徴収する。
- 4 甲は、徴収した契約料は還付しない。ただし、特別の理由があるときは、その全部または一部を還付することがある。

(名称の標示)

第5条 乙は、甲の承認を受け、宝塚市立花屋敷グラウンドに名称標示を設置することができる。ただし、名称標示の設置費用及び維持修繕に要する経費は、乙の負担とする。

- 2 乙は、本契約が終了したとき、甲の承認を受け、自らの責任と費用負担により、名称標示を除却し、標示前と同様の状態に復旧するものとする。
- 3 名称標示のデザインは別図のとおりとし、設置場所仕様等の詳細については、乙は、甲の承認を受けるものとする。
- 4 事故その他の事由により対象標示物が損傷し、名称標示が判別不能となった場合乙は、第1項の規定に基づき、再度名称標示を設置することができる。

(名称の変更)

第6条 乙は、本契約期間中、本件名称を変更することはできない。ただし、名称変更の必要性について特段の理由がある旨を甲に書面により説明し、甲から同意を得た場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書による変更に伴う一切の費用は、乙の負担とする。

(知的財産権)

第7条 乙が本件名称に関して知的財産権(知的財産基本法(平成14年法律第122号)第2条第2項に規定する権利をいう。)を取得した場合においては、乙は、甲がこれ

を無償で使用することを認める。

- 2 前項に定める知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、甲・乙協議により別途定める。

(損害賠償)

第8条 甲及び乙は、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

(本契約の解除)

第9条 甲は、乙に宝塚市ネーミングライツスポンサー応募資格基準第2条の規定に該当するなどの信用失墜行為に伴い、施設のイメージを損なう恐れが生じた場合、甲は何らかの催告なく本件契約を解除し、被った被害について乙に賠償を求めることができる。

- 2 乙は、前項に該当し本契約を解除した場合には、直ちに、甲の書面による承認を受け、自らの責任と費用負担により名称標示を除却し、標示前と同様の状態に復旧するものとする。
- 3 甲は、業務上緊急的にやむを得ない事由がある場合には、本契約を解約することができるものとし、乙は、直ちに自らの責任により名称標示を除却し、標示前と同様の状態に復旧するものとする。ただし、費用負担については甲・乙協議により定めるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 乙は、本契約により生じる権利を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(秘密保持)

第11条 甲及び乙は、この契約に関して相手方から知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するものは適用しない。

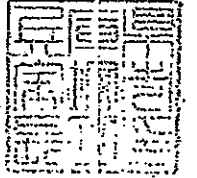
- (1) 相手方から開示を受けたときに、既に自ら所有していたもの
- (2) 相手方から開示を受けたときに、既に公知であったもの
- (3) 相手方から開示を受けた後に、自己の責めによらないで公知となったもの

(暴力団の排除)

第12条 甲は、次条第1号の意見を聴いた結果、宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団、第2号に規定する暴力団員及び第3号に規定

する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

- 2 第8条第5項及び第6項、第9条並びに第10条の規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。



(意見聴収及び情報提供)

第13条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講ずることができるものとする。

- (1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県宝塚警察署長に意見を聴くこと。
- (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用すること。

(管轄裁判所)

第14条 この契約に関し紛争が生じた場合は、神戸地方裁判所をその管轄裁判所とする。

(補足)

第15条 本契約書に定めのないものについては、関係法令及び宝塚市契約規則（平成22年規則第9号）によるほか、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

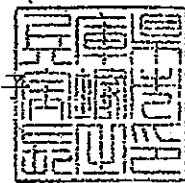
この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年4月 / 日

甲 宝塚市東洋町1番1号

宝塚市

宝塚市長 中 川 智



乙 (所在地)

(商号又は名称)

神戸市中央区海辺通6番地
国際ライフパートナー株式会社
代表取締役 荒谷 明

(代表者職氏名)



Life partner Field



議案第59号

平成30年度宝塚市一般会計補正予算（第1号）

資料3 文化芸術施設・庭園整備事業の指定管理者選定委員会の委員構成と
選定スケジュール

1 指定管理者選定委員会の委員構成（案）

委員構成は、知識経験者6名（市民協働1名、文化芸術2名、庭園2名の各分野、
税理士1名）と市民公募委員1名の計7名を予定しています。

2 選定スケジュール（案）

平成30年	8月上旬	市民公募委員の募集
	9月上旬	第1回 指定管理者選定委員会 (募集要項、業務仕様書、審査基準及び審査方法の決定) 事業計画書等の受付
	11月上旬	第2回 指定管理者選定委員会 (応募資格、書類による事業計画書等の提案内容の審査)
	12月上旬	第3回 指定管理者選定委員会 (プレゼンテーションによる事業計画書等の提案内容 の説明)
	12月下旬	第4回 指定管理者選定委員会 (事業計画書等の提案内容の審査及び候補者の選定)
平成31年	3月市議会	指定管理者の指定についての議案提出

※ 応募事業者数の状況により、選定委員会の開催回数について変更する場合があります。

議案第 59 号
平成 30 年度宝塚市一般会計補正予算（第 1 号）

資料 4 コミュニティ助成事業助成金について

1 平成 30 年度コミュニティ助成事業実施要綱
別紙のとおり

2 周知状況等

(1) 平成 29 年度の周知状況

ア 説明等

月 日 平成 29 年 9 月 13 日

対 象 まちづくり協議会代表者交流会

内 容 一般コミュニティ助成事業について口頭にて説明

イ 広報誌

平成 30 年 1 月号においてコミュニティ助成事業の活用事例を紹介

(2) 平成 30 年度の周知予定

ア 事業案内

事業実施要綱を市ホームページに掲載するとともに、自治会、まちづくり協議会へ案内（9 月頃）

イ 広報誌

広報たからづかにおいてコミュニティ助成事業の募集予告（7 月号）及び活用事例を紹介（1 月号）

平成 30 年度コミュニティ助成事業実施要綱

第 1 趣旨

一般財団法人 自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）は、宝くじの社会貢献広報事業として、この要綱の定めるところにより、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するものとする。

第 2 助成事業

1. コミュニティ助成事業は、次の各事業とする。

(1) 一般コミュニティ助成事業

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業。

(2) コミュニティセンター助成事業

住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に関する事業。

(3) 地域防災組織育成助成事業

ア. 自主防災組織育成助成事業

一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織又はその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業。

イ. 消防団育成助成事業

地域防災のリーダーである消防団の装備の拡充を図るとともに、消防団の活動に対し地域住民から積極的な協力を得るために必要となる設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業。

ウ. 女性防火クラブ育成助成事業

女性防火クラブなど主に家庭における初期消火活動、救出救護活動及び防火思想の高揚等に必要となる資器材等の整備に関する事業。

エ. 幼年消防クラブ育成助成事業

幼年消防クラブの育成及び防火思想の普及啓発に必要となる資器材等の整備に関する事業。

オ. 女性消防隊育成助成事業

女性消防隊が初期消火活動を行うために必要となる D-1 級軽可搬消防ポンプ等及び予防活動、応急救護普及活動に必要な資機材の整備に関する事業。

カ. 少年消防クラブ育成助成事業

将来の地域防災を担う人材の育成に資するため、少年消防クラブの消防防災実践活動に必要な資機材の整備に関する事業。

(4) 青少年健全育成助成事業

青少年の健全育成に資するため、スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業及びその他コミュニティ活動のイベントに関する事業等、主として親子で参加するソフト事業。

(5) 地域づくり助成事業

ア. 共生の地域づくり助成事業

地域の創意工夫により、地域の実情に応じて、子ども、女性、高齢者、障がい者など全ての住民にやさしいまちづくりを進めるための先導的な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業又はソフト事業。

イ. 活力ある地域づくり助成事業

地域の活性化に資するため、地域資源の活用や広域的な連携を目的として実施する特色あるソフト事業、及び地域の特色を活かした商店街の魅力や集客力の向上に資する設備等の整備に関する事業。

(6) 地域の芸術環境づくり助成事業

企画制作能力の向上及び公立文化施設の利活用の推進等を図るため、自ら企画・制作する音楽、演劇、ダンス、古典芸能、美術分野などの文化・芸術事業のうち、「地域交流プログラム」を伴うソフト事業。

(7) 地域国際化推進助成事業

多文化共生、国際理解推進など地域レベルでの国際化の推進に資する先導的かつ他の団体の模範となるソフト事業。

2. 前項の各事業は、次の要件を満たすものとする。

(1) 宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できるもの。

(2) 国の補助金及び地方債を充当していないもの。(第2の1(6)は除く)

(3) 平成30年4月1日以降に実施し、平成31年3月31日までに完了するもの。

(4) 原則として、短期間に消費若しくは破損するような施設又は設備等の整備でないもの。

第3 助成対象団体

助成の対象となる団体は、市(区)町村(政令指定都市は除く。以下同じ。)、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会とする。

第4 助成事業の実施主体

1. 事業実施主体は、次のとおりとする。

(1) 一般コミュニティ助成事業

市(区)町村又は市(区)町村が認めるコミュニティ組織

(2) コミュニティセンター助成事業

市(区)町村又は市(区)町村が認めるコミュニティ組織

(3) 地域防災組織育成助成事業

第2の1(3)の事業区分に従い、次のとおり。

ア. 市(区)町村又は市(区)町村が認める自主防災組織

イ. 消防団を有する市(区)町村、広域連合及び一部事務組合

ウ. 市(区)町村、広域連合及び一部事務組合

エ. 市(区)町村、広域連合及び一部事務組合

オ. 女性消防隊を有する市(区)町村、広域連合及び一部事務組合

カ. 少年消防クラブを有する市(区)町村、広域連合及び一部事務組合

(4) 青少年健全育成助成事業

市(区)町村又は市(区)町村が認めるコミュニティ組織

(5) 地域づくり助成事業

第2の1(5)の事業区分に従い、次のとおり。

ア. 市(区)町村

イ. ソフト事業の場合は、市(区)町村、広域連合、一部事務組合、地方自治法の規定に基づき設置された協議会、実行委員会等。その他の事業は市(区)町村。

(6) 地域の芸術環境づくり助成事業

市(区)町村、広域連合、一部事務組合、指定管理者、特定公益法人及び実行委員会

(7) 地域国際化推進助成事業

市(区)町村が認めるコミュニティ国際交流組織

2. 事業実施主体1団体あたり、申請は1件に限るものとする。ただし、事業実施主体が市(区)町村となる場合は、各事業(第2の1(3)、(5)は各事業区分)につき1件に限るものとする。

第5 助成金

助成金は、1件につき次の額で10万円単位(10万円未満を切り捨て)とする。

1. 一般コミュニティ助成事業

100万円から250万円まで

2. コミュニティセンター助成事業

対象となる事業費の5分の3以内に相当する額。ただし、1,500万円まで。

3. 地域防災組織育成助成事業

第2の1(3)の事業区分に従い、次のとおり。

ア. 30万円から200万円まで

イ. 50万円から100万円まで

ウ. 100万円まで。ただし、防火防災訓練用資器材の整備については、60万円まで。

エ. 40万円まで

オ. 100万円まで

カ. 100万円まで

4. 青少年健全育成助成事業

30万円から100万円まで

5. 地域づくり助成事業

第2の1(5)の事業区分に従い、次のとおり。

ア. 1,000万円まで。ただし、ソフト事業の場合は500万円まで。

イ. ソフト事業の場合は200万円まで。その他の事業は1,000万円まで。

6. 地域の芸術環境づくり助成事業

500万円まで

7. 地域国際化推進助成事業

200万円まで

第6 助成対象経費

1. 助成対象経費は、事業の実施に要する経費の総額以内の額とする。ただし、事業実施主体が負担金等を徴する場合には、総額から負担金等の収入を控除した額以内とする。

2. 次のものは助成対象外の経費とする。

(1) 土地の取得及び造成、既存の施設又は設備等の修理、修繕、撤去及び解体処理、外構工事に要する費用。

(2) ソフト事業における、事業実施主体の経常的経費、他用途に転用可能な備品や消耗品の購入経費、工事を伴う施設整備等の経費、食糧費。

第7 宝くじの社会貢献広報

1. 宝くじの受託事業収入を財源として助成されることから、事業で整備する施設又は設備等、若しくは実施するイベント等ソフト事業のポスターやチラシ及び看板等に、宝くじの広報表示を行うものとする。なお、表示にかかる経費は助成対象とする。

2. 広報誌等を通じ、「宝くじの助成金で整備した」若しくは「宝くじの助成金で実施する」旨の広報を行うものとする。

第8 助成の申請手続

助成対象団体の長は助成申請書（別記様式第1号）を、都道府県知事を経由して、自治総合センター理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。また、都道府県知事は、助成申請書と併せて副申書（別記様式第2号）を、理事長に提出するものとする。

第9 助成の決定

1. 理事長は、助成申請書を受理した後、内容を確認し、助成の対象及び助成額を決定するものとする。
2. 理事長は、第2の助成事業のうち特に必要と認める場合には、当該事業に知見を有する者の協力を得て、助成申請書の内容を審査し、助成額を決定することができる。
3. 1により助成を決定した場合は、理事長はその旨を都道府県知事に通知し、都道府県知事はこれを助成対象団体の長に通知するものとする。
4. 1により決定した助成金は、必ず助成対象団体の予算に計上して処理するものとする。

第10 事業内容の変更

1. 助成対象団体の長は、助成の決定を受けた事業について、その内容に変更が生じる場合は、速やかにその理由を付し、都道府県知事を経由して、理事長に変更申請書（別記様式第4号）を提出し、事業実施前にその承認を受けるものとする。
2. 1により変更を承認した場合は、理事長はその旨を都道府県知事に通知し、都道府県知事はこれを助成対象団体の長に通知するものとする。

第11 助成金の交付

1. 助成対象団体の長は助成金の交付を受けようとする場合は、事業完了後の所定の期間内に実績報告書（別記様式第3号）を作成し、必要書類を完備のうえ、都道府県知事を経由して理事長に提出するものとする。

2. 理事長は、実績報告書を受理した後、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を都道府県知事に通知するとともに、助成金を助成対象団体の長に交付するものとする。

第12 その他

この要綱に定めのない事項については、理事長が別に定めるものとする。

議案第59号
平成30年度宝塚市一般会計補正予算（第1号）

資料5 私立保育所誘致整備事業における整備法人選定に至る経緯について

1 待機児童の状況と対策

平成29年4月1日時点の待機児童数が128人であったことから、子ども・子育て支援事業計画の追加方策として、平成29年度から2カ年度で、既存認可保育所の分園整備や認可保育所2箇所の新設整備などの方策により、定員拡充を図ることとした。

2 認可保育所の新設整備における事業者の選定について

(1) 公募の概要

① 募集施設

認可保育所2園

② 募集地域

JR宝塚・中山寺駅、阪急逆瀬川・宝塚南口・売布神社・山本駅周辺部

③ 整備手法等

- ・ 応募法人が施設を設置・運営することを前提に用地確保を行うこと
- ・ 長尾小学校区で応募する場合は、放課後児童クラブ（定員30人）の併設を検討すること

④ 応募資格

兵庫県内又は大阪府内に本拠や事務所、運営施設等を置く社会福祉法人

⑤ 整備年度

平成30年度中（平成31年4月開設）

⑥ 児童定員

120人

⑦ 応募受付期間

平成29年12月1日～平成30年1月19日

(2) 応募及び選考・決定

① 応募法人

- 2法人 ・社会福祉法人めぐみ会（たつの市揖保川町山津屋67番地2）
- ・社会福祉法人サン福祉会（宝塚市山本西1丁目4-1）

② 選定経緯

宝塚市保育所等選定委員会において整備・運営法人の決定に至る

※選定委員会の構成：5人（学識経験者3人・税理士1人・市民委員1人）

○第1回選定委員会（平成30年2月22日）

- ・ 公募要領・審査基準・決定方法の確認
- ・ 1法人提案の現地視察及びプレゼンテーション審査

○第2回選定委員会（平成30年2月27日）

- ・ 1法人提案の現地視察及びプレゼンテーション審査
- ・ 整備・運営法人の選定

③ 選定結果

合格基準点を超過している次の2法人を整備・運営法人として決定した

- ・ 社会福祉法人めぐみ会
（整備予定地：宝塚市山本東2丁目113番1他）
- ・ 社会福祉法人サン福祉会
（整備予定地：宝塚市山本丸橋2丁目117番他）

議案第59号
 平成30年度宝塚市一般会計補正予算（第1号）

資料6 市立中学校生徒転落事案に関する宝塚市いじめ防止対策委員会の開催状況及び
 今後の開催予定

○開催状況（平成28年12月28日から平成30年5月23日まで）

年度	開催回	開催年月日	場所
平成 28 年度	第1回	平成28年12月28日	宝塚市役所
	第2回	平成29年1月25日	宝塚市役所
	第3回	平成29年2月3日	宝塚市役所
	第4回	平成29年2月15日	宝塚市役所
	第5回	平成29年2月20日	宝塚市役所
	第6回	平成29年3月6日	宝塚市立教育総合センター
	第7回	平成29年3月13日	宝塚市役所
	第8回	平成29年3月27日	宝塚市立教育総合センター
平成 29 年度	第9回	平成29年4月10日	宝塚市立教育総合センター
	第10回	平成29年4月19日	宝塚市立教育総合センター
	第11回	平成29年5月17日	宝塚市立教育総合センター
	第12回	平成29年6月5日	宝塚市立教育総合センター
	第13回	平成29年6月26日	宝塚市立教育総合センター
	第14回	平成29年7月10日	宝塚市立教育総合センター
	第15回	平成29年7月24日	宝塚市立教育総合センター
	第16回	平成29年8月21日	宝塚市立教育総合センター
	第17回	平成29年9月4日	宝塚市立教育総合センター
	第18回	平成29年9月19日	宝塚市立教育総合センター
	第19回	平成29年9月25日	宝塚市立教育総合センター
	第20回	平成29年10月11日	宝塚市役所
	第21回	平成29年10月23日	宝塚市役所
	第22回	平成29年11月6日	宝塚市役所

平成 29 年度	第23回	平成29年11月13日	宝塚市役所
	第24回	平成29年11月22日	宝塚市役所
	第25回	平成29年12月1日	宝塚市役所
	第26回	平成29年12月4日	宝塚市役所
	第27回	平成29年12月15日	宝塚市役所
	第28回	平成30年1月12日	宝塚市役所
	第29回	平成30年1月19日	宝塚市立教育総合センター
	第30回	平成30年2月14日	宝塚市立教育総合センター
	第31回	平成30年3月10日	宝塚市立教育総合センター
	第32回	平成30年3月16日	宝塚市立教育総合センター
	第33回	平成30年3月27日	宝塚市立教育総合センター
平成 30 年度	第34回	平成30年4月9日	宝塚市立教育総合センター
	第35回	平成30年4月16日	宝塚市立教育総合センター
	第36回	平成30年5月9日	宝塚市立教育総合センター

○今後の予定（平成30年5月23日現在）

平成 30 年度	第37回	平成30年6月1日	宝塚市役所
----------------	------	-----------	-------

（注）本資料作成時点（平成30年5月23日）では、次回（第37回）開催日のみが決定されており、次々回以降の開催予定日及び答申時期等は未定です。

議案第61号

宝塚市市税条例及び宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 本市の市税収入への影響に関する試算について

1 個人市民税

*平成29年度課税をベースにして試算した概算額

(1) 個人市民税の非課税範囲の拡大による影響額

① 障害者、未成年者、寡婦及び寡夫の非課税要件を125万円以下から135万円以下までへ引上げたことによる影響額

- ・対象人数は283人
- ・非課税の範囲拡大による影響額は4,374,000円の減額

(内訳)

非課税者の区分	対象人数	影響額
障害者	132人	1,838,100円の減額
未成年者	21人	928,800円の減額
寡婦及び寡夫	130人	1,607,100円の減額

② 非課税基準の10万円引上げによる影響額

- ・対象人数は3,828人
- ・非課税となる市民税の影響額は16,361,100円の減額

(内訳)

扶養人数の区分	対象人数	影響額
扶養人数0人	3,038人	13,596,100円の減額
扶養人数1人	573人	2,005,500円の減額
扶養人数2人	158人	553,000円の減額
扶養人数3人	46人	161,000円の減額
扶養人数4人	11人	38,500円の減額
扶養人数5人	2人	7,000円の減額
扶養人数6人以上	対象者なし	—

(2) 基礎控除の見直しによる影響額

- ・対象人数は984人
- ・基礎控除見直しによる影響額は18,306,600円の増額

(内訳)

合計所得金額の区分	対象人数	影響額
合計所得金額 2,400万円超 ～2,450万円以下	49人	117,600円の増額 (2,400円×49人)
合計所得金額 2,450万円超 ～2,500万円以下	36人	388,800円の増額 (10,800円×36人)
合計所得金額 2,500万円超	899人	17,800,200円の増額 (19,800円×899人)
合 計	984人	18,306,600円

(参考)

合計所得金額区分	一人あたりの影響額	基礎控除額
合計所得金額 2,400万円超 ～2,450万円以下	2,400円の増額	29万円
合計所得金額 2,450万円超 ～2,500万円以下	10,800円の増額	15万円
合計所得金額 2,500万円超	19,800円の増額	適用なし

2 市たばこ税

(1) 紙巻きたばこ税の見直しによる影響額 (概算)

- ・国及び地方のたばこ税の税率を1本あたり3円引き上げる。
- ・平成30年10月1日より1本あたり1円ずつ3段階に分けて実施する。

*旧課税方式：440円のたばこ1箱(20本入り)で105円が市たばこ税です。

① 紙巻きたばこの税の増額分の負担割合

たばこ税増額分1本あたり	国税		地方税	
	たばこ税	たばこ特別税	県たばこ税	市たばこ税
	43.5%	6.5%	7.0%	43.0%
1円 H30.10.1~H32.9.30	0.435円	0.065円	0.07円	0.43円
	0.5円		0.5円	
2円 H32.10.1~H33.9.30	0.87円	0.13円	0.14円	0.86円
	1円		1円	
3円 H33.10.1以降	1.305円	0.195円	0.21円	1.29円
	1.5円		1.5円	

② 年度別の増額分の影響額

年度	増税による影響額	備考
H30年度	H30年10月以降の5ヶ月分 27,781千円	$161,518,945 \text{本} \div 12 \text{ヶ月分} \times 5 \text{ヶ月分} \times 0.43 \text{円} \times 0.96 = 27,781,258 \text{円}$
H31年度	H31年度4月以降の12ヶ月分 64,008千円	$161,518,945 \text{本} \times 0.43 \text{円} \times 0.96 \text{の} 2 \text{乗} = 64,008,019 \text{円}$
H32年度	① H32年4月から10月までの7ヶ月分 35,844千円 ② H32年11月から翌3月までの5ヶ月分 51,206千円 計 87,050千円 (①+②)	① $161,518,945 \text{本} \div 12 \text{ヶ月分} \times 7 \text{ヶ月分} \times 0.43 \text{円} \times 0.96 \text{の} 3 \text{乗} = 35,844,491 \text{円}$ ② $161,518,945 \text{本} \div 12 \text{ヶ月分} \times 5 \text{ヶ月分} \times 0.86 \text{円} \times 0.96 \text{の} 3 \text{乗} = 51,206,415 \text{円}$
H33年度	① H33年4月から10月までの7ヶ月分 68,821千円 ② H33年11月から翌3月までの5ヶ月分 73,737千円 計 142,558千円 (①+②)	① $161,518,945 \text{本} \div 12 \text{ヶ月分} \times 7 \text{ヶ月分} \times 0.86 \text{円} \times 0.96 \text{の} 4 \text{乗} = 68,821,422 \text{円}$ ② $161,518,945 \text{本} \div 12 \text{ヶ月分} \times 5 \text{ヶ月分} \times 1.29 \text{円} \times 0.96 \text{の} 4 \text{乗} = 73,737,238 \text{円}$
H34年度	H34年度4月以降の12ヶ月分 169,890千円	$161,518,945 \text{本} \times 1.29 \text{円} \times 0.96 \text{の} 5 \text{乗} = 169,890,597 \text{円}$

* H24年度~H29年度の減少率の平均値 0.96/年

* 年間たばこ本数 161,518,945本 (H29年度実績)

H30年度~34年度までの5年間で491,287千円増額